

尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う契約書等の修正について
(参 考)

平成29年1月26日

尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問介護及び通所介護事業所において、契約書・重要事項説明書等の修正が必要となる場合があります。
修正例をお示ししますので、以下の注意事項を承諾の上で活用して下さい。

(注意事項)

- ・修正例は、あくまで例示であり、修正例どおりに用語等を使用又は修正しなければならない訳ではないこと。
- ・各事業所が使用する契約書文面との整合が必要であり、修正例をそのまま使用することができない場合があること。
- ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等においては、定款の変更等に関して、変更前にそれぞれの所轄官庁に必ず確認をすること。
- ・この修正例により生じた損害等を尾張旭市が負担するものではないこと。

1 主な用語の修正例

現 行	修 正 例
介護予防訪問介護	第1号訪問事業
介護予防通所介護	第1号通所事業
介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント
介護予防訪問介護計画	第1号訪問サービス計画
介護予防通所介護計画	第1号通所サービス計画

2 契約書の修正例

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業用の契約書を新たに作成する場合
介護予防訪問（通所）介護の契約書の文言を、上記1の修正例を参考に修正して下さい。
- (2) 介護予防訪問（通所）介護の契約書と兼用する場合
介護予防訪問（通所）介護の契約書に読み替え規定を追加して下さい。

ア 介護予防訪問介護の例

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第〇条 利用者の保険者である尾張旭市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第

83号) 第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス」と読み替えるものとする。

イ 介護予防通所介護の例

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第〇条 利用者の保険者である尾張旭市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」と読み替えるものとする。

(3) 変更契約による例

介護予防訪問（通所）介護の契約書に加えて、変更契約書を取り交わして下さい。

ア 介護予防訪問介護の例

〇〇〇〇変更契約書

〇〇〇〇様（以下「利用者」という。）と〇〇〇〇（以下「事業者」という。）は、平成〇年〇月〇日付で締結した〇〇〇〇契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する契約を締結する。

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第〇条 利用者の保険者である尾張旭市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、原契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス」と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

(利用者) 住所 氏名 印

(事業者) 住所 代表者名 印

イ 介護予防通所介護の例

上記アの「訪問介護」、「訪問型サービス」の部分を「通所介護」、「通所型サービス」に変更して下さい。

ウ 介護予防支援の例

〇〇〇〇変更契約書

〇〇〇〇様（以下「利用者」という。）と〇〇〇〇（以下「事業者」という。）は、平成〇年〇月〇日付で締結した〇〇〇〇契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する契約を締結する。

（介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え）

第〇条 利用者の保険者である尾張旭市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、原契約に「介護予防サービス計画（若しくは介護予防支援）」とあるのは、「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

(利用者)	住所	氏名	印
(事業者)	住所	代表者名	印

3 重要事項説明書の修正例

上記1の契約書の修正例を参考に文言を変更して下さい。

4 定款の修正例

定款に事業の目的として位置付ける場合の修正例は以下のとおりです。

（例）

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

※ 平成30年3月31日までは、介護予防サービスも残るため、それまでは次のような表記が想定されます。

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」

※ 社会福祉法人等で、訪問介護事業を「老人居宅介護等事業」、通所介護事業を「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、老人福祉法が改正され、それぞれの定義には「第1号訪問事業」と「第1号通所事業」が含まれているため、定款の変更は必要ありません。